

# 寄付行為

財団法人 佐藤栄作記念国連大学協賛財団

## 目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条 — 第 2 条)
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条 — 第 4 条)
第 3 章	資産及び会計	(第 5 条 — 第14条)
第 4 章	役員、評議員、会長及び顧問等	(第15条 — 第26条)
第 5 章	会 議	(第27条 — 第31条)
第 6 章	寄付行為の変更及び解散	(第32条 — 第34条)
第 7 章	補 足	(第35条)

附則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人佐藤栄作記念国連大学協賛財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区南青山6丁目1番32号南青ハイツ507に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、故佐藤栄作の偉業、特にノーベル平和賞受賞を記念し、その賞金を基にして、国際連合の下に設立された国連大学の発展に協力する等、世界の平和と福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国連大学の行う世界的課題の研究のうち業績顕著なるものに対する褒賞
- (2) 国連大学の行う研究の成果の伝播への協力
- (3) 世界平和と福祉のための国際関係事項に関する研究及び調査並びにこれらに対する援助協力
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 故佐藤栄作ノーベル平和賞受賞賞金に基づく財産等、設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、金融債、銀行定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、外務大臣及び文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て毎会計年度開始前に外務大臣及び文部科学大臣に届け出るものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算及び事業報告)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減事由書と共に、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に外務大臣及び文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除く外、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員、会長及び顧問等

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内（うち理事長1名及び常務理事3名以内とする。）
- (2) 監事 2名以上

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐して業務の処理に当り、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、民法第59条に定める職務を行う。

(親族関係者等の制限)

第19条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人をこえて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事もしくはその親族その他特殊の関係がある者または職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員選出)

第22条 この法人に、評議員13名以上30名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員には、第19条第1項、第20条及び前条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行う外、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(会長)

第24条 この法人に、会長を推戴することができる。

2 会長は名誉職とする。

(顧問)

第25条 この法人に、必要に応じ顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 顧問には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。
- 4 顧問は、理事会の諮問に応じる外、理事長に対し意見を述べることができる。  
(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、職員若干名を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年1回以上理事長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面をもって、他の理事に議決権を委任し、又は意志を表示した者は、その事項に限り出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第29条 評議員は、互選で評議員会議長を定める。

- 2 第27条及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」、「理事長」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員会議長」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会への付議事項)

第30条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除く外、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(議事録)

第31条 すべての会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者のなかからその会議において選出された2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各3分の2以上の議決を経、かつ、外務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣及び文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事現在数及び評議員現在数の各4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣及び文部科学大臣の許可を受けて、国連大学又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

## 第7章 補 足

(細 則)

第35条 この寄附行為に定めるものの外、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、外務大臣及び文部科学大臣からこの法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人設立の際の会長、理事及び監事は、第4章の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は第20条の規定にかかわらず、第1回評議員会で役員  
の選任があるまでとする。
- 3 この法人設立当初の事業計画及びこれに伴う収支予算は、第10条の規定にか  
かわらず、設立許可申請書に添付されたものによる。
- 4 この法人設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日に始  
まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(別紙)

理 事 (理事長) 西 垣 昭

〃 (常務理事) 平 井 滋 一

〃 伊 豫 田 敏 雄

〃 草 原 克 豪

〃 小 島 章 伸

〃 佐 藤 龍 太 郎

〃 波 多 野 敬 雄

〃 野 村 彰 男

〃 松 室 久 子

監 事 鈴 木 達 郎

〃 中 江 利 忠